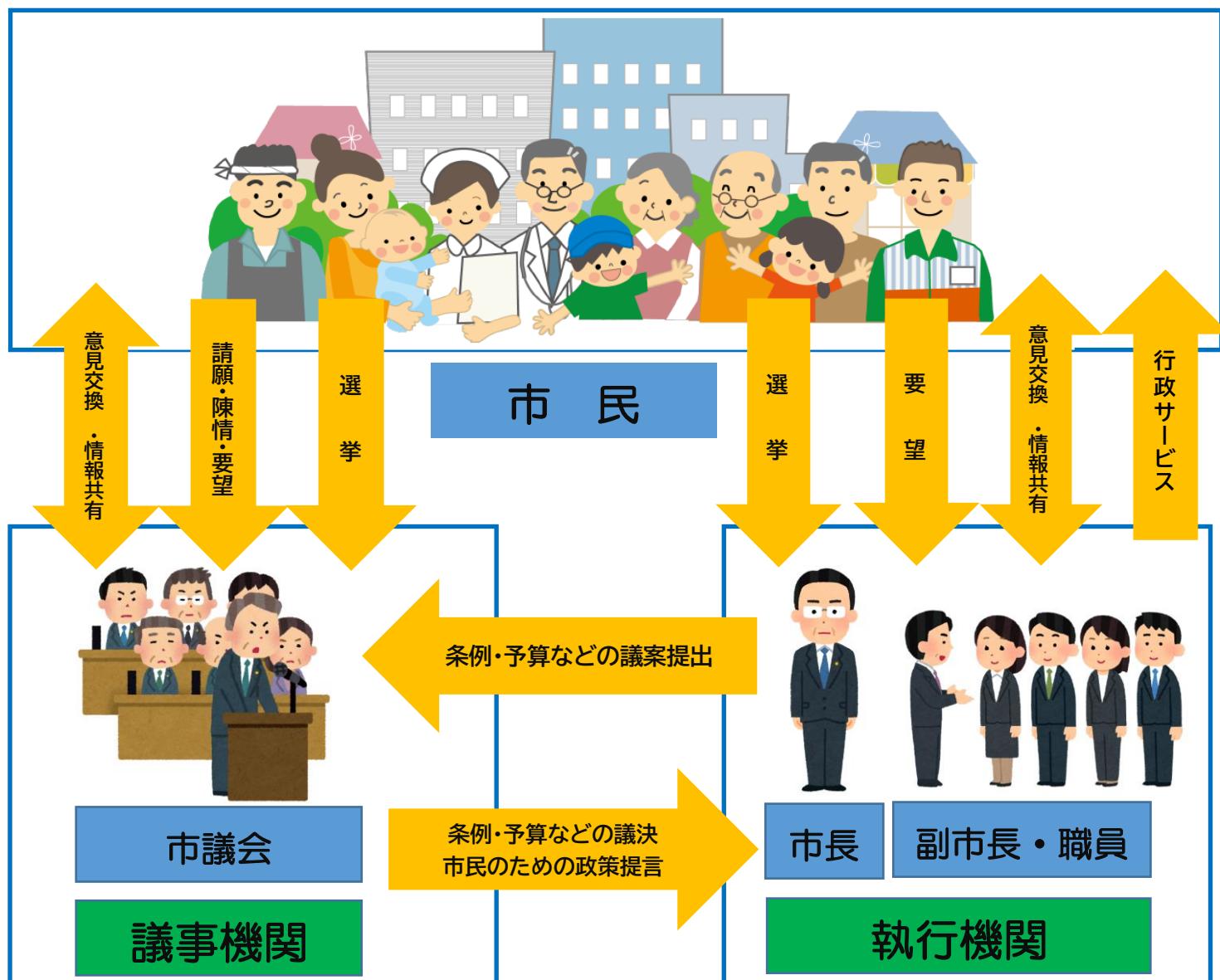


# 市議会のしくみ

岩見沢市議会は、市政を監視・チェックする機能とともに、議会へのさまざまな市民の皆さんの意見を反映しつつ政策の提言や政策の立案をすることにより、課題解決を図っています。

## 市民と市議会、市長との関係



市民は市長側(執行機関)、議会側(議事機関)のどちらでも相談、または要望できます。

議会は、市長の目の届きにくい政策などを補う役割もあります。

両者は最終的に市民生活・市民福祉の向上のために市政を担っています。

地方自治の制度は、首長(市長)と地方議会(市議会議員)の2種類の代表を住民(市民)が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

## 市議会の役割

市議会は、市としての意思を決定するところです。

私たちが住んでいる岩見沢市を住みよいまちにしていくためには、道路、下水道などの生活環境を整備したり、医療、福祉、教育などの公的サービスの充実を図ったりしていく必要があります。そのためには、財源の問題や実施体制、ルールづくりといったさまざまな課題を解決していくことが必要です。

このような課題を解決していくためには、本来であれば、市民の皆さんのが集まり、話し合うことが大切ですが、現実的には市民の皆さんのが集まって話し合うことは大変困難ですので、市長と市議会議員を選挙で選び、その人たちが市民の皆さんに代わって住みよいまちにしていくための方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現しようとしています。

その話し合いが行われる大切な機関が市議会です。

市議会は、市政を進めていく上で重要な事柄、例えば条例の制定や変更や廃止、予算を定めること、決算を認定することなどを決定しています。

このように、議会が意思を決定することを議決といいます。



## 市議会の権限

市議会は市民の皆さんを代表する機関として十分な活動ができるよう、地方自治法などに基づき、次のような権限を持っています。

### 議決権

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得又は処分等の決定をします。  
(地方自治法第 96 条)

### 選挙権

市議会の議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。  
(地方自治法第 97 条第1項、第 103 条第1項、第 182 条第1項、第2項など)

### 同意権

市長が副市長、監査委員、教育委員会委員などを任命するとき議会として同意を与える権限です。(地方自治法第 162条、第 196 条第 1 項など)

### 検査権及び監査請求権

市の事務の執行状況について書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。(地方自治法第 98 条第1項、第2項)

### 調査権

市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。(地方自治法第100条)

### 意見書提出

市の公益に関する事務について、国会や関係行政庁、道などに対して意見書を提出することができます。(地方自治法第 99 条)

### 自律権

議会の独自性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることができます。(地方自治法第 102条第7項、第 120 条)

## 市議会の活動(会議)

市議会では、市の意思を決定する本会議、詳細に議案等を審議する委員会など  
さまざまな会議が開かれます。

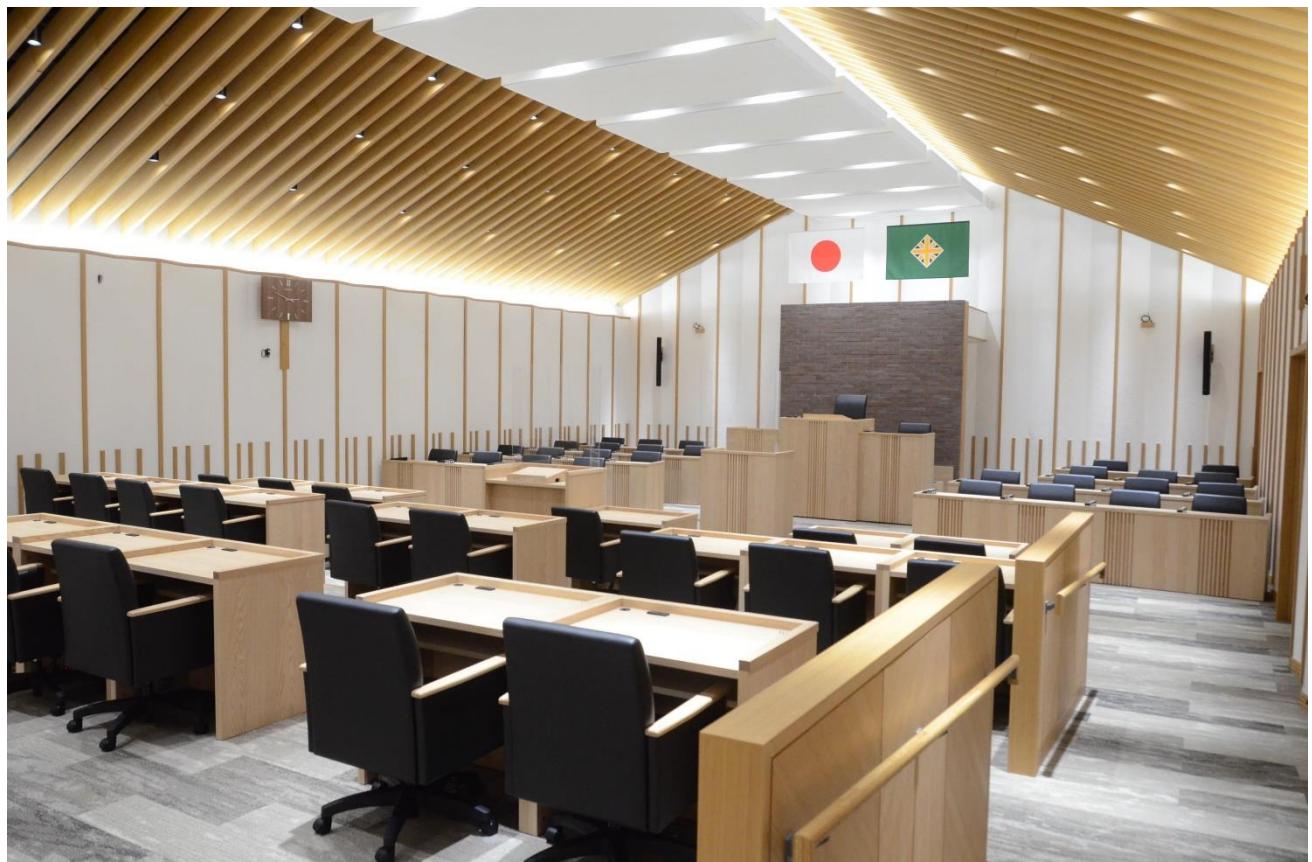
議会活動である会議は、法律に定められている本会議や常任委員会などがあります。本会議  
は定例会と必要な場合において招集される臨時会があります。

定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月の年4回と定められています。

そして、議案の審査や議会の運営に関する協議又は調整の場として、議員協議会、各派代表  
者会議、幹事長会議、各派交渉会、広報広聴委員会、正副委員長会議などが目的に応じて設置  
されています。

議員は会議に出席するばかりではなく、その前提として行う政策研究、政策立案等の活動も  
行っています。

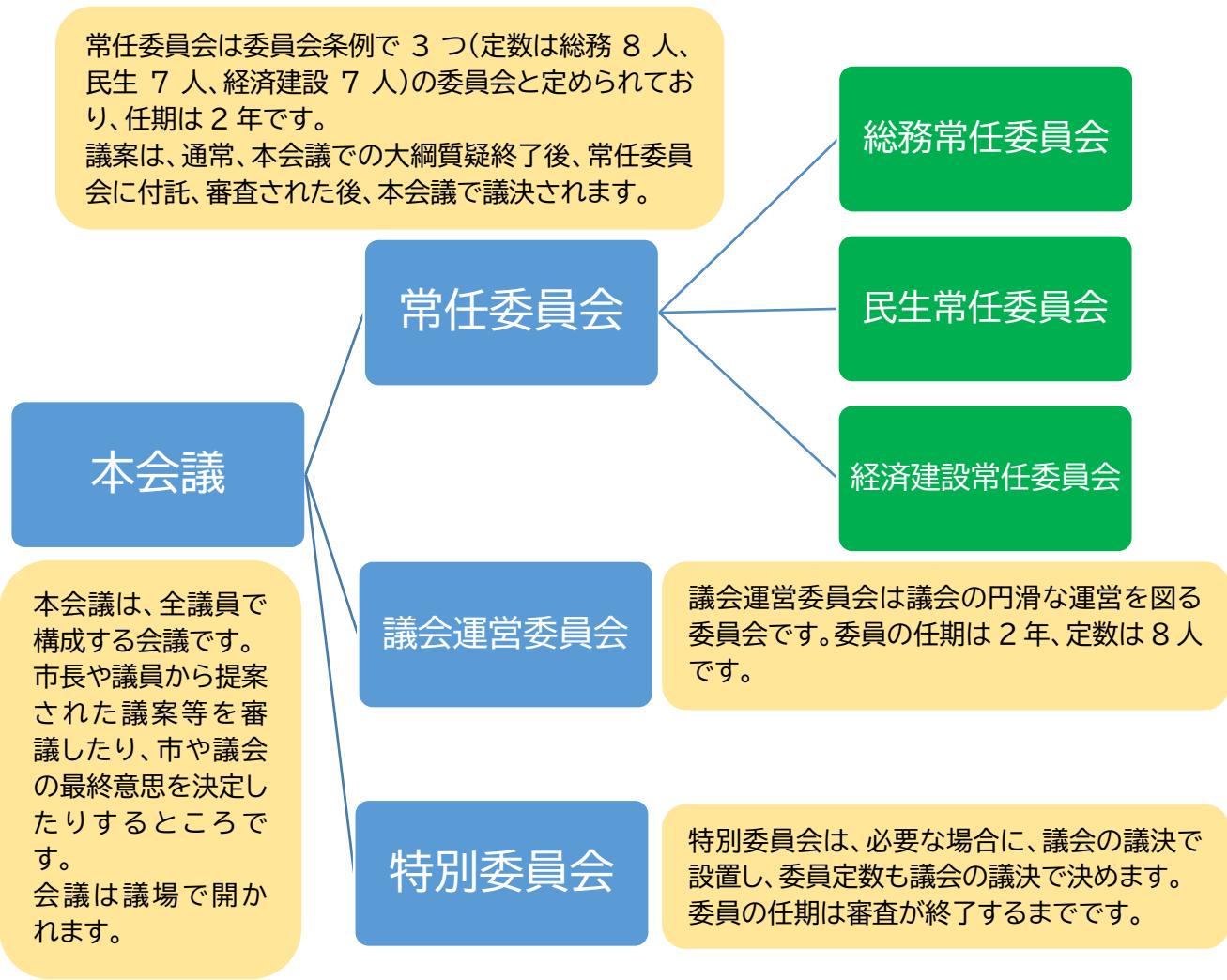
また、市民の皆さまの要望、各種相談に応じる活動も議員の大切な仕事です。



## 会議の種類

市議会には、本会議や各委員会などさまざまな会議があります。

地方自治法の規定に基づき条例で定められているもの



### 各常任委員会の所管

常任委員会名	所 管 部	委員数
総務常任委員会	総務部、企画財政部、情報政策部、教育委員会、 会計室、選挙管理委員会、監査委員	8 人
民生常任委員会	健康福祉部、市民環境部、市立総合病院事務部	7 人
経済建設常任委員会	農政部、経済部、建設部、水道部、農業委員会	7 人

地方自治法の規定に基づき岩見沢市議会会議規則に定められているもの

### 議員協議会

- ・全議員で構成する会議です。
- ・市政の重要な課題等について協議又は調整を図るため、市長等からの説明及び報告を受け、意見交換を行います。

### 各派代表者会議

- ・各会派の代表者で構成し、各会派間の協議又は調整を図るため、議長が招集します。

### 幹事長会議

- ・各会派の幹事長で構成し、意見書や決議書の協議又は調整、各会派間の連絡調整を行います。

### 各派交渉会

- ・各会派から選ばれた数名の議員により、選挙後の最初の議会運営や議会人事などの連絡調整を行います。

### 広報広聴委員会

- ・各会派から選ばれた委員で構成し、議会だよりの発行、議会ホームページや議会フェイスブックによる広報、市民との意見交換会などを開催します。

### 正副委員長会議

- ・議長、副議長及び委員会(議会運営委員会、常任委員会)の正副委員長で構成し、委員会相互間における議案の審査方法などの連絡調整を行います。



## 会議の流れ

議会(定例会)における会議の流れについての概要は次のとおりです。

### 招集告示

- ・定例会が招集される場合は、市長が7日前までに告示をします。

### 本会議

開会

- ・議長の開会宣言により開会されます。これにより、法的に議会が活動できる状態になります。

会期の決定

- ・定例会では2週間から3週間程度が一般的です。

案件の上程

- ・会議の議題として審議の対象とすることです。

一般質問

- ・議員が、市の一般事務に対して、その執行状況又は将来の方針等を直接質問して確かめることです。また、疑問点をただし政策的提言等も行います。

大綱質疑

- ・議案に対する質疑です。ここでは、大綱的(根本的)な質疑が行われます。

委員会付託

- ・議案などを詳細に審議するため、議案の内容により所管する常任委員会に送られます。

# 委員会

提出議案の内容説明

説明員への質疑

討論

表決

## 本会議

委員会審査  
報告

- ・委員会で行われた審査又は調査の経過と結果について、委員長が報告することです。

質疑

- ・委員会審査報告に対する質疑を議員が質問して確かめることです。

討論

- ・議員が表決の前に議案に対して賛成か反対かの意見を表します。

表決

- ・議会の意思決定に個々の議員が参加することです。
- ・表決の結果により、議会が意思決定すること(可決、否決、同意等)を「議決」といいます。

閉会

- ・議会を閉じ、法的に活動能力のない状態にすることをいいます。

# 市議会議員に立候補する

市議会議員になるには、市議会議員選挙に立候補して、当選する必要があります。

市議会の議員は、住民によって直接選挙で選ばれます。

選挙権は、日本国民で満18歳以上であり、引き続き3ヵ月以上、岩見沢市に住所のある人が持っています。(注1)

被選挙権は、選挙権があり、年齢が満25歳以上の人人が持っています。(注2)

市議会議員の任期は4年で、現在の岩見沢市議会議員の任期は令和9年4月30日までです。

(注1):平成27年6月に公職選挙等の一部を改正する法律が成立し、選挙権を得られる年齢を引き下げて18歳以上となりました。

(注2):参議院議員、都道府県知事は、満30歳以上です。

## 市議会議員Q & A

**Q1 岩見沢市議会の議員は、何人ですか？**

A1 22人です。

議員は選挙で選ばれた市民の代表であり、定数は条例で決められています。

任期は4年です。

議員定数の推移(人口は各年12月31日現在のもの)

時 期	H11	H15	H19	H27
議員定数	32	28	26	22
岩見沢市人口	85,234	83,698	92,363	84,809

## Q1 仕事を持っている人も議員になれますか？

A1 なれます。

市議会議員にも、兼業の禁止など一定の制約はあります、岩見沢市議会でも、議員以外の仕事をしている人がいます。

### 兼業禁止

市議会議員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼業できないことが地方自治法第92条に規定されています。また、地方自治法第92条の2の規定により、市に対して請負をする法人の役員等にもなれません。(注)

(注) 政令で定める一定金額(300万円)までは、議員個人による市との請負が規制の対象から除かれます。

## Q1 議員は報酬(給料)をいくらもらっているのですか？

A1 一月当たり、議長は47万円、副議長は41万5千円、議員は38万4千円です。  
報酬の額については、市民など 7 人で組織される岩見沢市特別職報酬等審議会の意見を聞くことになっています。

### 議員及び市長の月額報酬の推移(単位:円)

区分	改正年月				
	H5.12月	H8.4月	H10.4月	H19.4月	H31.4月
議長	447,000	457,000	470,000	470,000	470,000
副議長	395,000	403,000	415,000	415,000	415,000
議員	364,000	372,000	384,000	384,000	384,000
市長	925,000	945,000	964,000	838,000	964,000

※月額報酬の他に期末手当が年2回(6月・12月)支給されます。

### 支給率の推移

令和3年度・4.45月分 / 令和4年度・4.4月分 / 令和5年度・4.5月分

**Q1 議員は、退職後に議員年金をもらえるのですか？**

A1 ありません。

議員年金制度は平成23年6月に「廃止」となりました。

制度廃止以降、新たに議員となった者には、議員年金は給付されません。

また、現職議員のうち、平成23年6月1日時点では在籍11年未満の議員であった者は掛け金に応じた退職一時金を受給し、在職12年以上の者は退職一時金または退職年金のいずれかを受給することになりました。

**Q1 会派について教えてください**

A1 市政に対する理念や政策を共有する議員同士が集まって結成したものを会派といいます。

岩見沢市の場合、2人以上で構成されている団体で、議会運営委員会や各派代表者会議に参加することができます。

現在、会派は6会派あります。

**Q1 政務活動費は議員が自由に使えるお金なのですか？**

A1 議員一人当たり月額1万円が交付されますが、自由には使えません。

政務活動費は、地方自治法及び岩見沢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、市政に関する調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、会派へ交付され、使途について報告の義務があります。

**Q1 議員は議会のない時は何をしているのですか？**

**A1 議員の活動は、本会議、委員会等の会議に参加することだけではありません。**

議員は、

- ① 市長などから提案された議案等の精読や調査
- ② さまざまな市民相談への対応
- ③ 各派代表者会議、幹事長会議、広報広聴委員会などさまざまな会議への参加
- ④ 全国からの議会視察への対応や情報交換

などを通して、政策課題の解決に向けた調査研究に取り組んでいます。

